動画管理・配信プラットフォーム「Media-Gather」サービス申込書

動画管理・配信プラットフォーム「Media-Gather」サービス約款を承認のうえ、以下のとおり申込みします。

株式会社よんでんメディアワークス　行き

契　　約	□ 新 規　□ 継 続 □ 変 更(　　)
申込年月日	平成　　年　　月　　日

※太線内は必須事項ですので必ずご記入ください。
該当する箇所の□には✓をつけてください。

①ご契約者名 （ご契約法人名） ※法人の方は法人名、代表者名をご記入ください。				印
	TEL		FAX	
	ご担当者		E－mail	
②ご 住 所	（〒　　－　　）			※ビル・マンション名などもご記入ください。
③料金ご請求先 請求書の送付先が上記と異なる場合にご記入ください。	（〒　　－　　）			※ご指定のない場合、請求書は上記②のご住所にお送りします。
④開始希望日	年　　月　　日	※都合によりご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。		

⑤ご利用品目					
プラン種別		Media-Gather for Web	Media-Gather Professional		
			VOD	ライブ	合計
接続種別		□ ベストエフォート型(VOD) □ 接続数確保型(VOD) (　)接続	□ベストエフォート型 □接続数確保型(　)接続A	□ベストエフォート型 □接続数確保型(　)接続B	A+B= (　)接続
		□データ転送量型(VOD)	□データ転送量型	□データ転送量型	
ストレージエリアご利用容量		□1GB　□5GB　□10GB　□30GB　□50GB　□100GB　□その他(　　B)			
ご利用期間		□長期利用(12ヶ月以上)　□短期利用(　　ヶ月) ※長期利用にお申込みの場合、長期利用の料金が適用されます。(詳しくは料金表をご覧ください)			
お支払方法		□一括払い　□月ごと払い ※料金のお支払方法は、一括払いまたは月ごと払いをご選択いただけます。			
オプション	ワンタイムURL	□申込む(申込む場合にチェックを入れてください) ※データ転送量型は、対応していません	※連係用APIをお客さま会員サイト等に実装していただきます。		

※ユーザーアカウントについては、アドミニ管理者含めて30となります。追加が必要な場合は、別紙　利用ユーザー追加(削除)申込書をご利用ください。

（事務処理欄）

ご利用期間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

ご契約料金明細表(円)			
項　　目	一括払いの場合	月払いの場合	
		初　月	次月以降
小　計			
消費税			
合　計			

長期利用割引の適用	□ 無　□ 有
最低利用期間の設定	□ 無　□ 有(期間:　　)

料金算定基準日	日

当社使用欄	担当	審査	登録	経理

料金支払い方法
□ 一括払い　□ 月ごと払い

2016.08

動画管理・配信プラットフォーム「Media-Gather」サービス約款

本約款の記載は、左記申込書により、株式会社よんでんメディアワークス(以下、「当社」といいます。)が提供する動画管理・配信プラットフォーム「Media-Gather」サービス(以下、「本サービス」といいます。)を申し込まれたお客さま(以下、「お客さま」といいます。)が本サービスを受けられるにあたっての契約条件とします。

(本サービスの内容)
第 1条　本サービスは、第3条に定める本サービス期間中、当社が用意するプラットフォーム上でお客さまが所有する動画コンテンツを登録から管理・配信までトータルにサポートするサービスをいいます。

(契約の成立)
第 2条　本サービスの提供を希望されるお客さまが本約款に同意のうえ、当社の定める様式により申し込み、当社がお客さまへの本サービスの提供に支障のないことを確認したうえで、申し込みを承諾することにより契約（以下、「本契約」といいます。）が成立します。

(サービスの提供期間)
第 3条　当社が本サービスの提供を行うための諸準備を整えたうえで、その旨をお客さまに通知した日を本サービスの提供開始日（以下、「開始日」といいます。）とします。
2　本サービスの有効期間は、開始日より起算し、お客さまから申し込みのあった期間(1ヶ月単位)の満了の日までとしますが、双方から本サービス解除の申し入れのない場合は本サービス期間をさらに、1ヶ月延長し以降もこれによるものとします。

(提供中止および停止)
第 4条　当社は、プロバイダーの事由および通信回線の障害等においては、その旨をお客さまに通知することなく、また、当社所有設備の保守作業等においては、お客さまにその旨を事前に通知のうえ、本サービスの提供を一時的に中止することができるものとし、当社は、本サービスの復旧に最大限の努力を行うものとします。その間の本サービス料金は、お客さまに対して請求を行いません。
2　当社は、お客さまが次の各号に該当するときは、お客さまに催告することなく直ちに本サービスの提供を停止することができるものとします。
(1) 本契約上の債務を履行しなかったとき
(2) お客さまが当社の承諾なしに本契約上の権利・義務を第三者に譲渡・承継、または使用させたとき
(3) 以下の態様において本サービスを利用したとき
(ア) 本サービスを利用するにあたり、発行されたパスワードを第三者に漏洩する行為、またはそのおそれのある行為
(イ) 当社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、公序良俗に著しく反する行為、またはそのおそれのある行為
(ウ) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
(エ) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
(オ) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかしたり、容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為
(カ) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、またはそのおそれのある行為
(キ) 本サービスの提供を妨害する行為、不正アクセス行為の禁止などに関する法律に抵触する行為、またはそのおそれのある行為
(ク) コンピュータウィルス等他人の業務を妨害し、またはそのおそれのあるコンピュータプログラムを本サービス内で使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為

(料金等)
第 5条　本サービスの利用料金は、別途定める料金表の月額に本サービス期間の月数を乗じた金額をもって算定します。
データ転送量型については、月額基本料に含まれるデータ転送量を超えた場合、超過転送量に所定の単価を乗じた金額をデータ転送料として別途申し受けます。
2　料金の算定ならびに精算は、開始日の毎月同日を基準日とした翌基準日前日までの1ヶ月単位で行い、日割計算は行いません。
データ転送量型におけるデータ転送料は、当月末日を締切日として算定します。
3　本サービス期間中にご利用容量の増減等により月額料金に変更がある場合は、お客さまに事前に通知の上、更新日の翌基準日から変更後の月額料金を適用します。その際、既にお支払済みの料金と変更後の料金との差額を当該月の月末に請求します。
4　お客さまが本サービスの提供を受けるために必要となるお客さま側の設備やシステム変更等に伴う費用はお客さま負担とします。
5　本サービスの利用料金には、配信用動画コンテンツの制作費用、あるいは当社がお客さまを代行して実施するデータ登録や更新に係わる料金等は含まれません。
6　当社は、やむを得ない理由がある場合、事前にお客さまの承認を得たうえ、月額料金を改定できるものとします。

(料金の支払)
第 6条　お客さまは、前条（料金等）の料金を支払う義務を負うものとします。
2　お客さまは、開始日の属する月の翌月末までに当社からの請求に基づき、本サービスの利用料金に消費税等相当額を加算の上、当社指定の銀行口座へ振込みにより支払うものとします。なお、振込にかかる手数料はお客さま負担とします。

(損害賠償および免責)
第 7条　当社は、本サービスの提供にあたり、明らかに当社の過失によりお客さまに損失を与えた場合、契約金額の範囲内でその責を負うものとします。
2　お客さまのホームページ等を閲覧・視聴したユーザからのコンテンツ内容等に関する問い合わせやクレーム等は、お客さま側で対応するものとし、当社では一切対応いたしません。
3　当社の故意または過失以外の事由により、本サービスの提供に支障をきたした場合、当社はその責を負わないものとします。

(機密の保持・映像素材の目的外使用の禁止および管理)
第 8条　当社およびお客さまは、本契約を通じて知り得た双方の機密事項はもちろん、すべての提供情報（サービス、コンテンツの内容等）について、双方の許可なく第三者に対し漏洩しないものとします。このことは、契約終了後または解除後も当該事実が公知になるまで継続するものとします。
2　当社は、お客さまから預かった素材を本サービスの提供目的以外に利用しないことはもちろんのこと、容易に第三者に漏洩することのないよう責任をもって管理するとともに、本契約終了後または解除後、お客さまの指示に従い、すべての情報・資料を返却、または第三者が復元できない方法により破棄することとします。

(当社による契約解除)
第 9条　お客さまが本約款の各条項に違反した場合、またはお客さまの行為等の結果、本サービスの提供を継続することが妥当でないと当社が判断した場合、当社はお客さまに通知のうえ本サービスの提供を中止し、本契約を解除できるものとします。
この場合、当社は、既にお支払い済みの利用料金はお客さまに払い戻しいたしません。
2　当社は、本サービスの提供を継続し難いやむを得ない事情が発生したと判断したときは、その理由をお客さまに通知のうえ、本契約を解除できるものとします。この場合、当社はお支払い済みの利用料金については、残存契約期間(1ヶ月に満たない日数は切り上げ)の月額相当額をお客さまに返還します。

(お客さまによる契約の解約)
第10条　当社が本約款の各条項に違反した場合、または当社の行為等の結果、本サービスの利用を継続することが妥当でないとお客さまが判断した場合、お客さまは当社に通知のうえ本サービスの利用を中止し、本契約を解約できるものとします。
この場合、当社はお支払い済みの利用料金については、残存契約期間(1ヶ月に満たない日数は切り上げ)の月額相当額をお客さまに返還します。
2　お客さまが本サービスの利用を継続し難いやむを得ない事情が発生したと判断したときは、その理由を当社に通知のうえ、本契約を解約できるものとします。この場合、当社は、原則として既にお支払い済みの利用料金の払い戻しは行いません。

(解約精算金)
第11条　本サービスをご利用中のお客さまが本契約を解約する場合、お客さまは、解約月までの本サービスの利用料金に加え、以下の解約精算金を当社に支払うものとします。ただし、第10条 第1項に該当する解約は、除くものとします。
(1) 長期利用割引の適用があるお客さまの解約精算金
本サービスの開始日から長期利用期間(12か月間)の満了前に本契約を解約する場合は、解約月までに割引の適用を受けた月に対する標準の利用料金と割引適用料金との差額の合計額
(2) 最低利用期間の設定があるお客さまの解約精算金
本サービスの開始日から最低利用期間の満了前に本契約を解約する場合は、最低利用期間満了までに支払うべく本サービスの利用料金の合計額に対する未払い相当額

(協議事項)
第12条　本約款に定めのない事項については、お客さまと当社の協議により、本約款の趣旨に従って解決するものとします。

－ 以 上 －